

●香川県告示第163号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成24年3月27日から施行する。  
平成24年3月27日

香川県知事職務代理者  
香川県副知事 天 雲 俊 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
1 略					1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。				
(1) 道路					(1) 道路				
名称	指定区間	市街地区間			名称	指定区間	市街地区間		
		地域	始点	終点			地域	始点	終点
1～8 略					1～8 略				
9 国道438号	仲多度郡まんのう町長尾内県道財田まんのう線との交点から坂出市富士見町2丁目内国道11号との交点に至る区間及び丸亀市飯山町内県道善通寺府中線との交点から同町内市道北岡国持線との交点に至る区間				9 国道438号	仲多度郡まんのう町長尾内県道財田まんのう線との交点から坂出市富士見町2丁目内国道11号との交点に至る区間			
10～62 略					10～62 略				
(2) 鉄道 略					(2) 鉄道 略				
2・3 略					2・3 略				